

第5次結城市総合計画実施計画策定及び行政評価シート

担当部署	部局名	保健福祉部		
	課名	子ども福祉課		
	係名	子育て支援係		
	記入者		電話(内線)	122

1. 事業の概要		(1) 事業種別 [新規又は継続]	継続	(2) 事務事業 の名称	要保護児童対策事業	(3) 事業の 優先度	A
(4) 総合計画での位置づけ				(6) 事業主体		市	
① 事業の区分	主要事業			(7) 予算・ 財源等 の種別		事業の性質 一般事業費(ソフト事業)	
② 施策コード	13402	(総合計画掲載 ^ハ -ゾ ^ニ 53 ^ハ -ゾ ^ニ)		会計区分		一般会計	
基本目標(政策)	1ともに支えあい、安心して暮らせる社会福祉の充実(保健・福祉)			財源区分		国県補助	
基本施策	1-3安心して子育てできる児童福祉の充実(児童福祉)			予算科目		款 3 項 2 目 1	
施策	④児童虐待防止			予算書上の 事業名称		要保護児童対策事業 (予算書 86 ^ハ -ゾ ^ニ に掲載)	
施策内容	2児童相談所との連携			(8) 事務分類		自治事務	
(5) 事業期間	開始	平成	19	年	4	月から	
	終了			年		月まで(力年)	
				根拠法令		結城市要保護児童対策地域協議会設置要項	

2. 事業の目的及び内容	
(1) 対象 (だれに対して・何に対して行うのか) 要保護児童, 要支援児童若しくは特定妊婦	(3) めざす姿 (意図・どのような状態になるのか) 要保護児童, 要支援児童若しくは特定妊婦とその家族への的確な支援等を実施することにより, 児童が心身ともに健やかに育つことができる
(2) 手段 (事業内容・どのようなことを行うのか) 要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため, 要保護児童対策地域協議会を設置し, 関係機関が連携して必要な情報の交換を図る。 代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議・研修会・オレンジリボン運動(児童虐待防止啓発)等	(4) 事業開始のきっかけや他市の状況など (※ 1-(8)事務分類が法定受託の場合は記入の必要なし) 虐待防止ネットワークからの移行事業。県内全市町村, 当協議会設置済み。
(5) 事業をとりまく環境の変化(社会環境, 市民ニーズ等)や市民・議会の要望, 意見等とそれに対する対応	

3. 事業コスト					
行政評価 実施計画	実績内容の評価 検討・改善				
検討・改善内容を反映					
● 予算内訳	実績額(千円)	当初予算額(千円)	計画額・見込額(千円)		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
(1) 事務事業費	事業内容				
	30	72			
	報酬				
	0	110			
	報酬費				
	105	116			
	需用費				
	0	19			
	使用料及び賃借料				
	135	317			
	合計				
財源	国庫支出金(千円)				
	31	74			
	県支出金(千円)				
	31	74			
	地方債(千円)				
	その他特定財源(千円)				
	73	169			
	一般財源(千円)				
	135	317			
	合計(千円)				
	地域子ども・子育て支援事業費補助金		子ども・子育て支援交付金		
	補助・起債制度名				

4. 指標の検証（活動指標・成果指標）

指標の名称		単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
(1) 活動指標（実施した事業の内容）							
指標名	代表者会議	目標値	回		1	1	1
		実績(見込)値		1	1		
指標名	実務者会議	目標値	回		2	2	2
		実績(見込)値		2	2		
(2) 成果指標（事業実施によるめざす姿の達成度）							
指標名	被虐待児童	目標値	人		0		
		実績(見込)値		32	15		
		達成率		%	%		
指標名		目標値					
		実績(見込)値					
		達成率		%	%		

5. 事業評価

(1) 平成27年度の行政評価結果をうけて、平成27年度に取り組んだ改革改善点があれば記載してください。
 「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」に基づき、関係機関及び関係団体等への周知を図り、対応している。

(2) 項目別評価

評価項目・客観的評価			理由
必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	行政以外にはできない事業である。
	手段の妥当性	A 妥当である	関係機関と連携が図れるように研修会や会議等を開催し、共通認識を高めている。
効率性	コスト効率 人員効率	A 改善の余地はない	
公平性	受益者の偏り	A 偏りは見られない	
有効性	成果の向上	A 上がっている	
進捗度	事業の進捗	A 順調である	

(3) 総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください。
 関係機関の相互の連携により、要保護児童等に対して迅速な対応ができるよう、共通認識を高めることが大切である。

(4) 対応策・提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか？
 実務者の連携会議及び研修を充実していく。

6. 事業の方向性判断

評価主体	28年度以降の事業の方向性	評価理由・根拠
(1) 記入者評価 記入者が評価を行う	改善・改革しながら継続(成果向上・コスト維持又はコスト削減, 成果維持・コスト維持又はコスト削減)	注) 記入者は「5. 事業評価」を記載するため、この欄は未記入で結構です。
(2) 一次評価 担当課長が評価を行う	改善・改革しながら継続(成果向上・コスト維持又はコスト削減, 成果維持・コスト維持又はコスト削減)	問題ケースが増加しており、今後、この事業がますます重要となることが予想される。 現在、代表者会議は機能を十分に果たしているとは言えないので、十分に機能するように改善する必要がある。
(3) 最終評価 企画調整会議において評価を行う		上記評価のとおり。